

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時00分 開議

○議長（松本英隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第18号の撤回についてを議題といたします。

町長から撤回理由の説明を求めます。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時02分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から撤回理由の説明をお願いします。

町長。

○町長（村上昌生君）

財政状況に鑑み、常勤の特別職給与を削減するためでございます。

○議長（松本英隆君）

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第18号の撤回についてを許可することに、皆様御異議ございませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

ただいま、異議あるということですので、起立によって採決をしたいと思います。

議案第18号の撤回についてを許可することに賛成の方は起立願います。

〔起立 10名〕

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、議案第18号の撤回については許可することに決定いたしました。

日程第2……

○1 番（池田耕介君）

議長。動議をお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

すいません、どのような内容の動議でしょうか。

○1 番（池田耕介君）

大治町長村上昌生君の不信任決議を提出いたします。

〔「動議賛成」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

今、池田耕介議員から大治町長村上昌生町長の不信任の動議が出されました。

ただいまの動議は一人以上の賛成者がいますので、この動議に対して成立をいたしました。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時04分 休憩

午前11時08分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

今、御手元に配付のとおり、大治町長村上昌生君不信任に関する動議の提出がありました。

本動議を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることについて採決をしたいと思います。

この採決は起立により採決いたします。

本動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立 4名〕

○議長（松本英隆君）

起立少数です。したがって、大治町長の村上昌生君不信任の動議を日程に追加することは反対の、済みません、賛成少数により否決されました。

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時09分 休憩

午前11時09分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

日程第2、議案第4号から日程第10、議案第12号までを一括議題といたします。  
議案第4号から議案第12号について、予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（若山照洋君）

予算決算常任委員会に付託されました事件の結果について、会議規則第41条の規定により御報告いたします。

去る3月11日の本会議において当委員会に審査を付託されました議案につきましては3月13日に総務建設分科会、3月14日に文教厚生分科会を開いて審査を行い、本日、委員会の全体会を開き、各分科会委員長の審査報告を受けました。その結果、議案第4号、5号、7号、8号、11号、12号の6議案につきましては、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

なお、議案第7号につきましては、附帯決議案が提出されました。この附帯決議案の内容については、令和7年度大治町一般会計予算は大型事業の計画で過去最高の124億を超える予算である。しかしながら、令和8年度以降の財源確保の点からは、財政非常事態とも言える予算である。その執行に当たっては、住民生活に影響を及ぼさないよう、次の事項に留意し、予算の執行を行うことを求める。

1、財源の確保について。令和7年度当初予算では、財政調整基金を10億円繰入れ、各事業の財源としている。新たな自主財源の確保に努めること。

2、行財政改革プランの策定について。令和7年6月議会までに行財政改革プランを策定し、議会へ提出すること、なお、プラン策定に当たっては、議員二人以上を策定委員のメンバーに加入させること。

3、情報共有について。町長と議会は二元代表制の両輪であり、お互いに住民の負託に応え、情報共有のもと、町の発展に資する立場にある。そのため、議会に対して十分な情報提供を行い、説明責任を果たすこと。以上決議するものでありました。本委員会で採決した結果、賛成多数で附帯決議を付するものと決定しました。

議案第6号、9号、10号の3議案につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

議案第4号令和6年度大治町一般会計補正予算（第11号）の討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友です。一般会計補正予算（第11号）に反対の立場で討論をさせていただきます。スポーツセンターリノベーション事業費が計上されておりますが、現在大治町は危機的な財政状況に直面しております。そのような中で、多額のランニングコストが今後計上されるであろう事業については注意深く考えていく必要があると考えます。過去からたびたび運営経費についての質問をしてまいりましたが、明確な回答は得られませんでした。もし完成後の運営費用が多額であった場合、事業継続が可能かどうかすら危ぶまれる状況であります。例えリノベーション事業自体が良いものであったとしても持続できなければ、本末転倒で意味がありません。現状での見切り発車は非常に危険であります。リノベーションの内容や運用コスト等の再考を含め、工事を延期すべきであると考え、この予算案に反対いたします。

○議長（松本英隆君）

続いて原案に賛成の方の発言を許します。

三輪明広議員。

○7番（三輪明広君）

7番三輪明広です。議案第4号令和6年度大治町一般会計補正予算（第11号）について賛成の立場で討論を行います。今回の補正は、事業の終了に伴う減額をはじめ、新たに計上された経費に当たっては、国の補正予算により支出された補助金などを活用し適切に財源確保はなされております。いずれも適切な措置でありますので、私はこの案件に賛成するものであります。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立 9名〕

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号令和6年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。8ページ、9ページの社会保障税番号制度システム整備費補助金、これはマイナンバーと国民健康保険証を一体化させるものです。事業としてはもう行われており財源更正ではございますが、マイナンバーと国民健康保険証を一体化させるに反対の立場ですので、この補正予算に反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（松本英隆君）

続いて、原案に賛成の方の討論を許します。

7番三輪明広議員。

○7番（三輪明広君）

7番三輪明広です。議案第5号令和6年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について賛成の立場から討論を行います。令和6年度の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の内容につきましては、被保険者数の減少や、滞納繰越し分の増収による国民健康保険税の増減額がはじめ、令和5年度の実施した産前産後期間の保険税減額措置に伴うシステム改修費相当分の一般会計の返還、それに係る国民健康保険特別会計の一般管理費への財源の再充当などを行ったものであり、適切な予算措置でなされておるものと考えます。よって、私は本議案に賛成するものでございます。皆様の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 10名〕

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号令和6年度大治町介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号令和7年度大治町一般会計予算について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

2番八神太紀議員。

○2番（八神太紀君）

2番八神太紀です。令和7年度一般会計予算に反対の立場で討論させていただきます。一般会計予算は歳入歳出ともに総額124億400万円にて計上されております。しかしながら、その内容は極めて財政状況を悪化させる内容となっています。特に、財政調整基金の繰り入れを10億円見込んでいるため、成立すれば基金残高は約1億1482万円となります。果たしてこの金額で令和7年度の当初予算成立がするのであれば不安になります。6年度も7年度も基金を10億円繰り入れてようやく予算を成立させている状況の中で、8年度は基金繰り入れはできないため、現状の予算から約10億円以上の経費削減が必要となってきます。つまり、7年度中に経費削減ができなければ、財政破綻が目の前に迫った状況まで足を踏み出すことになってしまうと思います。この状況でなぜ令和7年度の当初予算を縮小しなかったのか理解に苦しむ部分があります。基金残高の件の問いには、町長から日頃の備えがあれば災害を乗り越えるから金額は問題ないと答弁をされています。しかし、災害はいつどのような形で発生するかわかりません。全てに万全な備えなど存在はしません。ですが、物資を積み上げれば解決する問題ばかりでもないのわかります。未知の感染症、経済的危機や、他の自治体で発生している陥没事故など、どんな危険が潜んでいるかわからないこそ、基金を積み立てることが最大の備えだと考えます。そんな状況の中、今回の予算案では大型改修や工事等を最優先に進めるものとなっております。この費用の多くは債務によるもので、つまり後世の子供たちにその負担を押しつける形になります。手元のお金や基金を放出し尽くした上で、債務と負担を後世に押しつける。安心安全のまちづくりのはずが、予算が町の未来を閉ざすような、今さえ良ければ良い未来を考えない予算設定になると私は考えております。よって、この予算に反対いたします。

○議長（松本英隆君）

続いて、原案に賛成の方の討論を許します。

3 番手嶋いずみ議員。

○3 番（手嶋いずみ君）

3 番手嶋いずみです。令和 7 年度大治町一般会計予算について賛成の立場で討論を行います。令和 7 年度の当初予算は、高まる保育需要に対する三本木こども園の開園や、大治西小学校校区の児童クラブの設置などの子育て支援対策に要する経費、防犯体制や地域防災力の強化に要する経費、災害時に避難所となる小中学校体育館等の環境改善のための空調整備の設置や砂子防災公園の整備に要する経費など、住民の福祉の向上と、安心安全なまちづくりを目指した経費が計上されたものであります。当初予算を否決し、暫定予算を組むことになると、町政の停滞を招くことになり、町民生活や各事業への影響を憂慮すべきものとなります。よって、私はこの案件に賛成するものであります。皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

これから、議案第 7 号を採決します。

ですがここで最初に委員長報告にありました附帯決議の部分を除いた予算について採決をしたいと思います。附帯決議の分はあくまでも除いてください。よろしくお願いします。

ここで本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり、附帯決議の部分を除いた、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立 6 名〕

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって議案第 7 号は委員長報告のとおり附帯決議を除いて賛成で可決されました。

次に、議案第 7 号今現状のもので、に対する委員長報告にありました附帯決議について採決をしたいと思います。

ただいま、議決されました議案第 7 号に対して、委員長報告にありました附帯決議を付することに賛成の方は起立願います。付帯決議を提出ということですね。

〔起立 7 名〕

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、委員長報告のとおり議案第 7 号に附帯決議を付することに可決されました。

議案第 8 号令和 7 年度大治町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原経夫でございます。この大治町国民健康保険特別会計予算は国民健康保険税引上げを前提とした予算となっております。国民健康保険税、所得割額を上げる計画となっております。今、物価高のもと、物価高に見合う収入増がない町民、また被保険者の生活を壊していくものになります。よって、本予算案に反対をいたします。以上でございます。

○議長（松本英隆君）

続いて、原案に賛成の方の発言を許します。

7 番三輪明広議員。

○7 番（三輪明広君）

7 番三輪明広、議案第 8 号令和 7 年度大治町国民健康保険特別会計予算について賛成の立場から討論を行います。令和 7 年度の国民健康保険特別会計予算は、余剰財源である支払準備基金の残高がないことや、前年度繰越金が見込めないなど、非常に厳しい予算編成となっております。現在、国民健康保険は被保険者数の減少や一人当たりの医療費が増加している現状にある中、事業費納付金の大部分を被保険者の国民健康保険税で賄う必要があります。そのような中、歳入予算においては国民健康保険制度の根幹である相互扶助の趣旨に基づき、受益者負担の観点から国民健康保険税の改定を段階的に行うものとしております。また、歳出予算においても、医療費適正化や削減を目的に特定健康診査事業を初めとした保健事業を計上しており、厳しい財政状況の中ではございますが、適正に算定されております。よって私は本議案に賛成するものでございます。しかしながら、健全で持続可能な国民健康保険会計の運営には収納率の向上が必要だと考えますので、来年度においては税負担の公平性の観点からも、一層の収納対策への取り組みを行っていただくことを切にお願いすることであります。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから、議案第 8 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 10 名〕

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、議案第 8 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 9 号令和 7 年度大治町土地取得特別会計予算について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。



〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号令和7年度大治町介護保険特別会計予算について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第11号令和7年度大治町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。後期高齢者医療制度は75歳以上の方だけを対象としたもので、非常に矛盾が多い制度となっております。後期高齢者医療制度自体に反対する立場でこの予算も反対させていただきます。以上でございます。

○議長（松本英隆君）

続いて、原案に賛成の方の発言を許します。

7番三輪明広議員。

○7番（三輪明広君）

7番三輪明広です。議案第11号令和7年度大治町後期高齢者医療特別会計予算について賛成の立場から討論を行います。後期高齢者医療制度の現状は、団塊の世代の加入が落ちつきましたが、依然、被保険者数は増加を続けており、高齢化が進み医療保険制度を取り巻く現状は年々厳しさを増しております。そのような中、一人当たり医療費の増加に伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合に納付する療養給付費負担金の額も増加傾向にもあります。その財源に充てるため、療養給付費繰入金や保険基盤安定繰入金など、適正な予算計上はなされておりますので、よって私は議案に賛成するものでございます。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 10名〕

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号令和7年度大治町下水道事業会計予算について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。行政側の説明にもありましたように、令和9年度以降、年間6億から7億円の歳出削減が必要であるということが言われております。しかしながら令和7年度予算においては、一般会計ですが7348万7000円しか削減目標が示されていないという中で、やはり公共下水道、新たな公共下水道建設は一旦とめてですね、令和7年度からとめて歳出削減に努めるべきでございます。企業債ですとか、国や県の補助金が入っている場合もありますんで削減額がそんなに多くないかもしれません。しかし、公共下水道、新規建設をやめれば、それだけ職員、技術職1名を除いてほかは事務職でございます。他の課に回っていただいてやってもらうこともできます。来年度中途採用、年度途中の採用を行わなければ7人の欠員、予算上7人の欠員となっております。また今の財政状況を考えると、来年度中途採用また再来年以降の、来年度以降の新規採用も難しいと思います。一旦公共下水道建設をとめて歳出削減、特に人件費の削減につなげるべきだと思い、当予算に反対をいたします。以上でございます。

○議長（松本英隆君）

続いて、原案に賛成の方の発言を許します。

6 番鈴木 満議員。

○6 番（鈴木 満君）

6 番鈴木 満でございます。令和 7 年度大治町下水道事業会計予算について賛成の立場で討論を行います。令和 7 年度の当初予算は、事業計画に基づき整備工事を着実に進めるための経費が計上されております。よって私はこの案件に賛成するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから、議案第 12 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 10 名〕

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、議案第 12 号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで 10 分間のちょっとトイレ休憩を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時34分 休憩

午前11時49分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を始めます。

先ほど日程に追加することで反対にされましたが、ここで再度皆さんにお諮りしたいと思います。

町長に対する不信任決議についてを日程に追加して、追加日程第 1 として、直ちに今から議題とすることに、皆様御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

したがって、大治町長村上昌生君不信任を日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1、大治町長村上昌生君不信任の動議を議題といたします。

ここで提出者の説明を求めます。

1 番池田耕介議員。

○1 番（池田耕介君）

1 番池田耕介です。提案に先立ちまして、動議は議員必携によると、口頭または文書で発議され、所定の賛成者があれば成立し、会議で日程が追加が了承されれば議題となり議決されるものであるとありますので、先ほど日程に追加が了承されなかったことについて特に異論もないですし、それに対して全国議長会から指摘があったからそこがまた変わるというのも納得はしておりませんが、しかし、提案説明の機会をいただきましたので、提案理由を説明をさせていただきます。

今会期中に各議員が再三取上げている今後の町財政の危機的状況を招き、来年度当初予算において部課長を初めとする職員を振り回し、多大なる時間と労力をかけさせた上で、この危機的状況の明確な打開策と町長自身の覚悟がいまだ一向に見えてこない現状。若手職員を中心に職員の離職が相次ぐ大治町役場の現状を招いた町の行政の長としての責任。今会期中に次期町長選への出馬の意向を表明したにもかかわらず、その直後に議員から一般質問の答弁を求められても応じず、無視をしたり、議案質疑で職員が一生懸命に答弁する中、町長自身は議員から寝ているのではと指摘されたりといった議会に臨む姿勢等々、町長が3期12年間にわたって町政運営という重責を担ってこられたことに最大限の敬意は表しつつも、私がこの1期目の2年間、議員として見てきた町長の現在の姿は、私の教え子たちを初めとする町民の皆様は大治町の顔として、胸を張って見られる姿とは残念ながら思えません。今現在の町財政の危機的状況を職員一丸となって乗り越え、この先の大治町が60周年、70周年、さらにその先へとますます発展いく未来を思い描いたときに、今現在の町長は町政を執行するものとしての的確であるとは私は思えません。よって、ここに不信任決議を提出いたします。

1期生が偉そうにと思われるかもしれませんが。私は生まれも育ちも大治町ではございませんので、よそ者が何をとの批判もあるかもしれませんが。しかし、正しいものは正しい、間違っているものは間違っていると声を上げることが、私に期待して下さった町民の皆様の思いを踏みにじることはできません。本来ならば町制50周年という記念すべき年に向けて、職員が誰も欠けることなく、行政と議会は一丸となって町民の皆様と共に知恵を絞り、未来への希望あふれる年であって欲しかった。そんな大治町であって欲しかった。この2年間、私が議員としてともに活動してきた皆様のお立場等さまざまあるとは思いますが、大治町の未来を思う同じ大治町議会議員として、皆様の心にある誇りを信じ、皆様からの御賛同を強くお願い申し上げて、私からの説明とさせていただきます。

○議長（松本英隆君）

これから、質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、この原案に反対の方の発言を許します。

10 番林 健児議員。

○10 番（林 健児君）

10 番林 健児です。私は、ただいま議題となりました町長不信任決議案について反対の立場から討論を行うものであります。ただし、町議会全会一致で信任しているわけではありません。町長選挙が今年7月に行われるという会期末に、不信任決議案提出という行為を、多くの有権者は必ずしも望んでいないという現実に沿って行動するものであります。我々議会が今すべきことは、町民の生活不安を払拭し、財務上の様々な懸念に対応するため、万全を期することである。現時点での不信任決議案の提出には賛同しかねるものであります。

村上町長は3期11年7カ月、町政のかじ取りを行ってまいりました。その中で、子育て支援、高齢者支援、内水排除対策等、数多くの施策を打ってまいりました。その施策に対する予算を認めてきたのは私たち議会であります。喫緊の大きな課題である財政の見直しに関しては、多面的な政策的手当てをしなければ、本町の未来は到底変わりません。私は与党だけが本町を前に進めるエンジンだとは思ってはいません。建設的な野党がいてこそ、与党もおごることなく、偏らず、公平な視点を持つことができるものと考えています。だからこそ、今やるべきことは町長一人に責任を負わせることなく、行政と議会が一体となって、より深く未来を見詰め、事業の見直しなど町民のために議論を尽くす姿勢を貫くべきだと考えます。よってこの案には反対するものであります。これからも私は、対決より解決の姿勢で町民生活向上のために、全力を尽くすことをお約束申し上げ、私の討論を終わります。皆様の御賛同を切にお願い申し上げます。

○議長（松本英隆君）

続いて、原案に賛成の方の発言を許します。

5 番鈴木康友議員。

○5 番（鈴木康友君）

5 番鈴木康友です。賛成の立場より討論をさせていただきます。例年と比較いたしましても、極めて多くの職員が離職している現状は異常事態であり、どのような理由を述べても行政の長たる町長の責任を回避する理由とはならない。その上、問題の解決とはならないと考えます。人材こそ宝であり、失われたものが余りに大き過ぎるのです。また、財政状況の急激な悪化につきましては、この令和6年度の予算執行と令和7年度当初予算編成が明らかな原因であり、町長の失策であることは明確です。しかも、財政状況の悪化を議会が指摘するまで把握していないどころか、まだこの財政状況が危険だと理解していない節がある点から見ても、大治町約3万3600人の生活を預かる執政者とし

ての資格は欠如していることを物語っているのではないのでしょうか。大治町の危機的状況は待ったなしの状況であり、町民の生活不安を払拭し、万全を期するため、速やかに再建を図ることが望ましいと結論づけます。皆様に御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから大治町長村上昌生君不信任の動議を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

町長不信任の議決は、地方自治法第178条の規定によって議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を必要といたします。現在出席議員は12人でありますので、議員の3分の2以上出席になっております。また、4分の3以上は9人になります。9人以上でこの動議に対しては可決になります。

では、本動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 4名〕

○議長（松本英隆君）

ただいまの起立者は、4分の3に達していません。

したがって、大治町長村上昌生君不信任の動議は否決されました。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時02分 休憩

午後0時57分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議案第13号から日程第17、議案第20号までを一括議題とします。

議案第13号から議案第20号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（手嶋いずみ君）

総務建設常任委員会は3月13日に開会しました。本委員会に付託されました事件は審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定により報告いたします。

議案第13号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてにつきましては、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を報告します。懲役・禁錮が拘禁刑になるとは理解したが、拘禁刑というのはどうなのかの問いに対し、拘禁刑については変わらないとの答弁でした。

以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時59分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務建設常任委員長。

○総務建設常任委員長（手嶋いずみ君）

議案第14号大治町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び大治町税条例の一部を改正する条例については、質疑はありませんでした。

議案第15号大治町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての主な質疑の内容を報告いたします。

職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施、相談体制の整備とあるが、どういうふうに行っていくのかの問いに対し、以前から行っている研修相談体制にプラス40代に達した職員に対して個別もしくは研修会を行い、細かく制度の内容を説明していく。また、庁舎内の職員のパソコンに、必要なときに閲覧できるようなシステムが備えられているとの答弁でした。

議案第17号……

○議長（松本英隆君）

手嶋議員、ちょっとごめんなさい。14号もそうなんですけど、可決するかどうかのあの報告も、すいません、14号までお願いできますか。

○総務建設常任委員長（手嶋いずみ君）

大治町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び大治町税条例の一部を改正する条例については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。主な質疑はありませんでした。

議案第15号、よかったですかね。

○議長（松本英隆君）

可決かどうかということだけ報告お願いします。採決の内容ですね。

○総務建設常任委員長（手嶋いずみ君）

訂正いたします。

議案第 15 号大治町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上、17 号まででした。

○議長（松本英隆君）

20 号までですね。

○総務建設常任委員長（手嶋いずみ君）

議案第 17 号……

○議長（松本英隆君）

16 号も。

○総務建設常任委員長（手嶋いずみ君）

16 号大治町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第 17 号大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、全員賛成で修正可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

議案第 19 号大治町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定しました。質疑はありませんでした。

議案第 20 号、大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定しました。質疑はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第 13 号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原経夫でございます。この条例改正は刑法改正に伴い、懲罰と禁錮を拘禁刑に改めるものでございます。この改正によって懲罰の威嚇のもとに、刑務作業や改善指導



を義務づけるものとなります。受刑者の人間性を否定し、思想改造にもつながりかねない懸念があります。よって、この条例改正に反対させていただきます。

○議長（松本英隆君）

続いて、原案に賛成の方の討論を許します。

6 番鈴木 満議員。

○6 番（鈴木 満君）

6 番鈴木 満でございます。今回の条例改正は法改正により懲役及び禁錮を拘禁刑に改め、また引用条項を改めるもの、規則の整理を行うためのもので、この拘禁刑は、受刑者の更生と社会復帰を目的とし、今までどおり施行していくためには必要な改正です。よってこの条例改正に賛成します。

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから、議案第 13 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 10名〕

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、議案第 13 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 14 号大治町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び大治町税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから、議案第 14 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第 14 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 15 号大治町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから、議案第15号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号大治町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから、議案第16号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第17号大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから、議案第17号を採決します。

本案に対する委員長報告は修正可決であります。本案は委員長報告のとおり、修正可決のほう、修正のほうですね、修正案に対して賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり修正可決をされました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く、議案第17号ですね、修正した部分を除く原案について、原案のとおり決定することに賛成の方、修正を除いた部分ですね。修正を除いた部分に対して、賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、修正議決した部分を除く原案は、これで可決されました。

議案第19号大治町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから、議案第19号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから、議案第20号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 21 号から日程第 21、議案第 24 号までを一括議題とします。

議案第 21 号から議案第 24 号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（三輪明広君）

文教厚生常任委員会は 3 月 14 日に開会しました。本委員会に付託されました事件は審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第 41 条の規定により御報告申し上げます。

議案第 21 号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、挙手多数にて可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。均等割・平等割の税率を増やすべきではないかとの問いに、被保険者の方に低所得者層が多いことや、現在の社会情勢などを考慮した結果、所得割のみ改正することとなったとの答弁でした。

議案第 22 号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、賛成多数にて可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。

議案第 23 号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、賛成多数にて可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。

議案第 24 号大治町ちびっこ広場設置条例の一部を改正する条例については、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。三本木ちびっこ広場の廃止に至る経緯の説明をお願いしますとの問いに、納税管理者により、納税管理人より土地の整備の件で相談があり、廃止に向け協議を進めてきたとの答弁でした。

以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原経夫でございます。議案第 21 号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審議内容の御報告ありましたが、均等割・平等割を上げるべき、引き上げるべきだというような話はなかったのではないかと私の記憶では。均等割・平等割の税率はなぶらないで所得割だけ引き上げたのはなぜかというような議論ではなかった

のかと思うんで、そこら辺ちょっと暫時休憩できればいただいて会議録など確かめていただきたいと思います。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時16分 休憩

午後1時19分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（三輪明広君）

先ほどの報告の件で議案第21号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですけど、先ほどの質疑の点でちょっと訂正をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。均等割・平等割の税率を増やすべきではないかと思っていますが、また所得割だけで考えられてるかとも追加させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（松本英隆君）

他に質疑はございますか。委員長報告に対しての、ありませんかね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第21号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。この条例改正は国民健康保険税の所得割額の税率を改正し、被保険者の負担を増やすものとなっております。物価高の中それに見合う収入増が見込めてない町民の皆様、被保険者の皆さんにとっては負担が増えることになるので反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（松本英隆君）

続いて、原案に賛成の方の討論を許します。

4番後藤田麻美子議員。

○4番（後藤田麻美子君）

4 番後藤田麻美子でございます。議案第 21 号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。令和 7 年度の国民健康保険特別会計は支払準備基金の残高がなく、繰越金も見込めない中での予算編成となっております。このような中、大部分を国民健康保険税で賄わなければならない事業費納付金を県へ納めていくには、税率改正は必要なものだと考えます。今回の改正は県の運営方針を踏まえた上、町財政厳しい中でございますが、一般会計からの繰り入れも行いながら物価高といった社会情勢を鑑み、低所得者層に配慮した所得割のみを改正するものでございます。したがって、私はこの国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成するものでございます。なお、今後におきましては、より一層の収納率向上や医療費適正化に向けて取り組みを進めていただくとともに、国民健康保険事業の健全な運営をお願いしたいと考えております。皆様の御賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから、議案第 21 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 10名]

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、議案第 21 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 22 号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから、議案第 22 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第 22 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 23 号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

第 23 号ですが、第 22 号と同じ理由で反対しなきゃいけなかったんですが、第 22 号ちょっと間違えてしまいましたすいません。この条例改正は国の定める基準に従うべきものでありますが、特定教育保育施設等の連携の緩和につながるものであります。よって、反対をさせていただきます。第 22 号は済みませんでした。私が間違えました。失礼しました。

○議長（松本英隆君）

ちよっとごめんなさいね、最後はちょっとわからなかったんですけど。

続いて原案に賛成の方の発言を許します。

議案 23 号に対してですね。

○2 番（八神太紀君）

2 番八神太紀です。議案第 23 号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について賛成の立場から討論させていただきます。今回の条例改正は国の基準の一部改正を受け、家庭的保育事業等の連携施設の 3 要件のうち、保育内容支援と代替保育について確保の緩和をするものです。この改正により子供たちが安心して成長できる環境が整備され、保護者や地域社会にとっても大きなメリットが生まれると思います。未来を担う子供たちのためにも本条例の改正を進め、よりよい保育環境を実現していくべきだと考えます。よって私はこの議案に賛成いたします。

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから、議案第 23 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 10名]

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、議案第 23 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 24 号大治町ちびっこ広場設置条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから、議案第24号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第25号から日程第27、議案第30号までを一括議題とします。

議案第25号から議案第30号について総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（手嶋いずみ君）

議案第25号大治町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例についてにつきましては、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。

議案第26号大治町道路占用料条例の一部を改正する条例についてにつきましては、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。

議案第27号大治町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてにつきましては、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。

議案第28号大治町下水道条例の一部を改正する条例についてにつきましては、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を報告いたします。

大腸菌群というのは、大腸菌数に変えるとどういう違いがあるのかの問いに対して、大腸菌群数よりも正確な指標がとれるようになるとの答弁でした。

議案第29号大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてにつきましては、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第30号大治町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてにつきましては、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。



〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第25号大治町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号大治町道路占用料条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号大治町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから、議案第27号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第 27 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 28 号大治町下水道条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから、議案第 28 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第 28 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 29 号大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから、議案第 29 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第 29 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 30 号大治町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに、反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから、議案第 30 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第 30 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 28、議案第 31 号から日程第 30、議案第 33 号までを一括議題とします。

議案第 31 号から議案第 33 号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（三輪明広君）

議案第 31 号指定管理者の指定については、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。

議案第 32 号指定管理者の指定、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。

議案第 33 号指定管理者の指定、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。なぜ非公募となったのか、その経緯について説明を求めるとの問いに、関係機関と連携を図り進めてきたが運営において支援員の確保が一番難しく、他市町村でも変更の際に厳しい問題が発生しており、非公募とすることとなったと答弁がありましたので、以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

議案第 31 号指定管理者の指定について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから、議案第 31 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第 31 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 32 号指定管理者の指定について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから、議案第 32 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第 32 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 33 号指定管理者の指定について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから、議案第 33 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第 33 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 31、議案第 35 号大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第35号大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和7年3月21日提出、大治町長。

この案を提出するのは、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、大治町特別職の期末手当を改定し、財政状況に鑑み、令和7年6月の期末手当を支給しない特別措置を講ずるためでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

1 番池田耕介議員。

○1 番（池田耕介君）

1 番池田耕介です。提案理由のところに財政状況に鑑みと書いてありますが、この案をこのタイミングで上程をした理由ですかね。本来、上程日3月5日でありましたが3月5日ではなく3月21日にこれが提出、上程をされている理由。というのも別に3月5日からこの21日までの間に財政状況が急激に悪化をしたわけではないわけですから、本日上程をされた理由と、大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長のということで、ある意味、町長部局とは独立をした教育部局の教育長、もちろん、町長・副町長がこれを支給しないという中で教育長だけ受け取るというのも確かにそれは難しいかと思いますが、大治町の財政状況の悪化に教育長は関係はないのではないかと思います、そこは含まれている理由。あわせて、令和7年6月の期末手当をということで、たまたま今年度、大治町長選挙があるから令和7年ということ令和7年6月と記載されているのかもしれませんが、町長が出馬の意向を先示されておりましたので、もし仮に町長、村上町長が再選をされた場合それ以降、どのように考えているのか、ここは仮定の話になるので答えられればいいですが、以上3点をお伺いします。

○町長（村上昌生君）

なぜ今回かということですが、今回人事院勧告に基づいてこの給与条例を提案させていただきましたので、提案させていただいたこのタイミングで提案をさせていただいたということになります。3人でということですがこれは特別職ってのは大体ひとくくりで考えますので、教育長の御理解を得て3人でということになっております。また6月の期末手当ということですが、これは自分の任期中でないというものはできないものでありまして、選挙後はわかりませんので、人の任期中について口

出しするものじゃありませんので自分の任期中という、あくまでもそういう範囲で考えております。

○議長（松本英隆君）

ちょっと暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時42分 休憩

午後1時43分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番池田耕介議員。

○1 番（池田耕介君）

1 番池田耕介です。一つ目の質問に対する回答がよくわからなかったのもう一度質問させていただきますが、財政状況に鑑みということであれば3月5日の上程日のときにこれを上程をされていてもよかったのではないかと思いますのですが、3月5日の上程日ではなく、本日3月21日付けで上程をされた理由を、先ほども聞きましたがもう一度聞きます。

○町長（村上昌生君）

人事院勧告がありましたので本来給与条例改定するものでありますが、その後、副町長と教育長に話を持ちかけまして協議になったと、こういう経過でございます。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原経夫でございます。提案理由で財政状況に鑑みとあります。ということは財政状況が悪いからということでございますがなぜ悪くなったのかと、そういうところの言及がないので、そこをお聞きしたいと思います。それに当たりまして大治町ホームページの中に公表資料というのがあります。財政状況把握ヒアリング結果というものがございます。これは財務省東海財務局が大治町の令和元年度の決算、これを令和2年11月に財政状況ヒアリングを行いまして、令和3年2月3日に発表したものでございます。発表されたものでございます。この留意点、ちょっと読み上げさせていただきますが今の財政状況を的確にあらわしてるので、ちょっとお聞きください。もしくは町のホームページ開いていただければありますんで、留意点読ませていただきます。

貴町、大治町は、名古屋市のベッドタウンとして住宅を求める若い世代の転入が多く、出生率も高いため、人口増加が続いている。また、年少人口の割合が高いことか

ら、町独自で「子ども応援本部」を設置し、出産から義務教育終了までをワンストップ窓口で対応する体制の整備を進めるなど、子育てのしやすいまちづくりに注力している。

一方で、近年の行政経常収支をみると、収入面では人口一人当たりの行政経常収入が類似団体平均を大きく下回り、人口増加に伴う地方税収は緩やかな増加に留まっている。財源が限られる中、支出面では物件費や教育・子育て関連の扶助費を中心に行政経常支出は年々増加し、平成28年度以降の行政経常収支率は当方の、東海財務局です、診断基準（10.0%）を下回って推移している。

更には平成29年度以降、小・中学校のトイレ改修工事や空調設備整備、スポーツセンターの天井改修工事などの大型事業が続き、普通建設事業費が高水準で推移したことから、地方債現在高の増加及び積立金等の減少が進んでいる。

こうした中で、今後もスポーツセンターの屋根外壁等改修工事や砂子防災公園整備などの大型事業が予定されているほか、現状の普及率が人口ベースで20%程度に留まる下水道整備に係る繰出金の増加も見込まれるなど、財政基盤の弱体化が懸念される状況にある。

以上の状況を踏まえ、貴町、大治町におかれては、中長期的な視点で収支計画を作成し、その下で、安定した税収基盤の確保や支出管理の徹底を図るなどにより、行政経常収支の改善に努められたい。特に大型事業に当たっては、公共施設等総合管理計画に付随する個別施設計画に基づき公共施設等の適正化に取り組むとともに、適正な積立水準の確保や普通建設事業費の平準化を図るなど、計画的な財政運営と財政基盤の強化に努められたい。

とこう令和3年に指摘されております。

その指摘どおりに財政危機が起こっております。大治町長、副町長、この東海財務局の財政状況ヒアリング結果、御存じでしょうか。考慮されたことあるのでしょうか。また、総務部長、当時の担当の総務課長。また現在の財政課長、中長期的な視点で収支計画を作成していると思います。その後、砂子堀之内線、堀之内砂子線の延伸ですとか、スポーツセンターリノベーションやっております。この収支計画、中長期と比べて当然、収支圧迫するものとなっているんだと思うんですが、それちゃんと算定したんですか。それで大型事業を行うというふうに。それを算定した上で町長、副町長にちゃんと進言したんでしょうか。町長、副町長及び総務部長、総務課長、財政課長。きちっとした答弁をお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時48分 休憩

午後1時51分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

今議員から御指摘のありました財務局の調査につきましては、数年置きに財務局が調査をして我々の決算状況を見て、財務局の独自の数値を当てはめてですね、こういうような結果を報告をさせていただいております。

今回につきましては令和元年度の決算ということで報告をいただいております。令和2年11月ごろに財務局の調査がありまして、その後5月、令和3年の5月に入りまして、財務局の担当者が町長、副町長、当時の幹部を訪れて、このような結果が出ているというようなお話はいただきました。したがって、その時点で幹部のほうはこの内容については承知しております。

この後どういう結果で動いたかということでございますけれども、これは常日ごろ町長、副町長とは協議をして予算を組んでいくわけでございますけれども、例えば中長期的な視点で収支計画を作成してというような御指摘を財務局から御指摘いただいている件につきましては、このころからだったか、もうちょっと前からだと思いますけど投資的経費、大きな財源が必要なものについては、今後先10年間の見通しということで各担当部署から、そういったものを積み上げまして、どれぐらいの公共工事が今後予定しているのかというような把握をしております。その中には公共施設の総合管理計画というものを定めておりますので、それと、あとはそれから付随してくる個別計画、個別計画についての各公共施設の修繕計画っていうのは上げておりますので、そういったところで向こう10年の積み上げをしています。ただどうしてもやっぱり重なる時がございます。それについては、なるべく平準化を図るような計画で10年というものを考えるわけですが、実際に予算措置をしていく中で、どうしてもやっぱり財源的に先送り、もしくは複数年かけての事業計画というようなことで、財政担当のほうから町長の御理解をいただきながらやってたところでございます。具体的に申し上げますと、砂子防災公園、それから都市計画道路の堀之内砂子線などの整備につきましては、これは土地取得から始めておりますけれども、なかなか国庫の補助が満額ついてこない。そうしますと、国庫の負担がない分、町の単独の一般財源を持ち出せなければ事業が進められないというようなことがございますけれども、ここはその時点で事業を縮小して、国庫の補助がついたものに相当する程度の事業に落としてやってくと、中には砂子防災公園なんかですと土地取得ですと、やっぱり相手のある話ですので、今土地購入が折衝がまとまったといったときに国庫補助がつかないタイミングではありましたので、議員も覚えてらっ



しゃると思いますけども土地特別特会を使って土地の先買をしておいて、後から国庫がつくような措置をして、そういったような財源の確保と、それから平準化、先送りもあるわけですけども、そういったところがこの財務局のほうから指摘されたようなお言葉があって、我々が取り得る対策としてやってきたところでは。

あとは、適正な積立水準ということでございます。これは財調幾ら持っていればいいかっていうのはもう自治体がそれぞれ判断しております。標準財政規模の20%ぐらいというところも多いです。そうするとうちは65億ですので、大体13億、14億というところがありますけども、私は30%持っているのが一番安全だというふうには思っておりますが、この積み立ての基準があって、財調の積立て基準があって、それを上回るような財政余裕があるときには、公共施設の修繕の積立金、新たに基金を設けさせていただきましたようなところに積む。もしくは、大型工事で起債が当然出てきますから、起債がするということは後に償還が入ってくると。そういったところで減債基金にある程度積んでおくと、いうようなことも少しずつやり始めたところではございますけども、これは、こういった財務局からの御指摘もありながら他の自治体の基金とかそういったものの財政の扱い方を勉強させていただいてやってきたというふうなところではございますが、結果としまして今このような状況にあるということのところは、大変担当としては申し訳ないと思っております。その都度、町長、幹部については報告をさせてもらいながら、進めておるところです。以上です。

○町長（村上昌生君）

東海財務局からの報告を知っていたかということですが、これは3年間でいいかな。数年に1回はお見えになりますので、私も会ってお話をさせていただいております。会ってお話をさせていただいて、そして出てきた結果についても、報告は受けておりますので、今、吉原議員が読まれましたけど、これ出ておりますのでねホームページに。そのとおりのものが出ております。ここ受けております。その中で、やっぱり事業がたくさんあって遅れるもの、それからやっぱりやっていかないかんものを2年でやるか3年でやるか、平準化してやっていく、割と重ならないようにずらしてやるとかいうことは常にやってきて、本当に楽に予算を組めたことってあんまりないんですね、振り返ってみると。そんな中で財調崩しながら予算を組んで、また積み上げての繰り返しをずっとやってきました。じゃあ財調幾ら持つといいか。それは財務当局はたくさん欲しいでしょうが、私個人としては、せいぜい10億はあるといいのかなと思っておりますが、思いですが理想を言えば6億、7億ぐらいは財調として積み上げていくのがいいんじゃないかなというふうに考えております。令和7年度は何とか7億から8億ぐらいは令和7年度決算においては積み上げるというふうに今思っておりますが、令和8年度について予算が組めんんじゃないかと。いやこれは組めます。ちゃんとしっかりと。令和8年度予算を組みながら、令和8年度末にはまた積み上げて、令和9年度にもまた積み上げてここ2、

3年の間には何とか10億、財調を戻せるといいのかなとそんなふうにやっております。ただやっぱり事業が重なると一時的に財調を崩す場合がどうしても出てきますので、苦しいときはしっかり乗り越えていかないと、常に常に財調をたくさん持つとるわけにいきませんので事業をやりながら、それを見ながら財調のほうもしっかり見ていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（松本英隆君）

他に。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

る説明をいただいたんですが、東海財務局も言われるように大型事業、特に大型事業は注意しなきゃいけないと。この時点で砂子防災公園をやってるから仕方がないと思いますが、それ以降、堀之内砂子線整備、あとスポーツセンターリノベーション、当然、中長期の収支計画は10年と言われました、たてていてそれと乖離している。財政調整基金が少なくなる。少なくなるどころか令和9年度もうなくなると。だから年間6億から7億円の歳出の削減をしなきゃいけないというね、財務担当者から言われていると、言われたと。明らかに失政じゃないですか。その責任が財務当局にあるのか、町長、副町長にあるのか。中長期の収支計画に基づいて堀之内砂子線なりスポーツセンターリノベーション、きちっと精査してこれは危ないから延ばすべきだと。きちっと財務担当者言ったのかどうかと町長、副町長に。言ってなかったとしたら総務部長、総務課長、財政課長の責任だと思います。そんな責任を取らない財政担当者が、また財政カットといったって、来年ね。来年度以降、ほかの部局でほかの人たちが職員がいうことを聞いて、やってくれますか。ただきちっと、総務部長、財政課長、総務課長が町長、副町長に進言して町長、副町長が言うことを聞かなかったら町長、副町長の責任です。きちっとそういうの、だって明らかに今の現状は破綻ね、財政危機になっているじゃないですか。とめるのが財政担当者の責任でしょう。やってこなかったんじゃないですか。やってきたけど町長、副町長が言うこと聞かなかったのか、それかやってこなかったのか。どちらなんですか総務部長、財政課長、総務課長。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時01分 休憩

午後2時02分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（村上昌生君）

スポーツセンターのことを言われますけれどもスポーツセンターも10年ぐらい前からの計画でありまして、ここ数年で思いついてやっとなる事業じゃないんですね、これは。10年ほど前でしたか。空調がちょっと壊れて直していかなあかん、それから屋根ももうペンキがはげて隣の家へペンキの粉が飛んでいって迷惑かけておる。これも直さないいけない、外壁も直さないといけない、つり天井だから直さないといけないだろうということで議会からも指摘を受けました。つり天井ということで。そういうことがあって、それじゃ、これ全部改修すると幾らかかるんだと試算しました10年前に、その当時10億でした。10億かけて本当に直すべきかということを重々考えてやってきたんです。プール跡もプール跡地については起債が終わったらこれを変えていこう、直していこうというのはもう10年以上前からの計画なんですこれは。ずっと計画をしてやってきた、やってきたのが今になっておる。それで、道路の砂子線については、個別のこと言われますから個別のことで答えますけれど、道路だって、砂子の堀之内線はあれずっと買収ができなくて、もう何年も何十年も苦しんできたところなんです。やっど地元の方に合意が得られて土地の買収が進んだ。堀之内まで開通することができた。さあ北に向かってどうするか。それはねあそこでとめたら道路をつくった意味がないから、上へ北へ延ばそうと、北へ延ばすようにしましたあれは。でもねその前の段階として何十年も買収にずっと先人が苦しんできたんですあそこは。やっど地元の合意が得られたから、じゃやろうか、やった暁には北へ延ばさないと、道路はやっぱり続いて道路なんです。そんなことがあってやってきた事業なんです。ここ数年で急に悪化したわけじゃなくて、もう10何年からずっと計画してやってきた事業が重なってこうなった。ただ、やっぱり重なって財調崩す結果になったのは事実ですよこれは。事実ですそれは。でもやっぱりその苦しいときも我々は乗り越えていかなあかんと。そういうつもりでやってますけれども、財調を崩して苦しい時期もありました過去にも、そらあるでしょう事業重なったら、そこを何とか乗り越えてやっていこうということで今やってるんです。もう一度見直しをかけるならしっかりと見直しかけますよこれ、事業の見直しなんかは。財政状況が悪化、悪化っていいですけども、すぐここで国の管理下に入るなんてことはないと思います。ただ、ただ厳しいのは事実です。そこなのは、厳しいのをずっと繰り返してきていますから、今まで我々は。個別のことを言われるんで今、個別のこと答えましたが、今回についての案件は議長からもお話しいただきましたけれども、給与に関する条例ですので、そこんところを踏まえて御審議をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時05分 休憩

午後2時06分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

町長の答弁を聞いて大変失望いたしました。なぜか。事業の有効性を聞いているんじゃないんです。有効だからってやっていく、当たり前のことです。ただそれが財政状況に鑑みて、財政を圧迫しないのかと、結果圧迫してると。ですから、それはやるべきではなかった。必要な事業かもしれませんが大型事業に対しては、もう財政を圧迫させる事業はやるべきじゃなかったと、それをわかっていただきたい。町長、副町長、それがわからないようだったらもう財政再建できません。私は二人とも資格がないのかなと言わざるを得ません。また、総務部長、財政課長、総務課長についても幾ら町長、副町長の考えがあったとしても財政状況悪くなるのは、きちっととめないといけない。きちっと進言しなきゃいけない。それができないようなら財政再建できません。財政担当者がそのままやっているようでは。それは変わってもらわないといけないと思います。ほんでこれから身を切る改革、令和9年度から年間6億、7億の削減をするのに財政危機を理解されない町長、副町長、また進言できない財政担当者ではできないと思います。そこはちょっと、お答えはいいですけど。肝に銘じていただきたいと思います。

そこで質問いたしますが町長、副町長、教育長、特別職ということで同じカットになっておりますが、誰が見ても町長に一番責任がある。2番目が副町長。教育長には責任は私はないと思います。こういうことをやっていること自体町長がこの財政危機を招いた自分の責任を自覚しておられないと思います。なぜ一律で同じようにカットされたのかと。当然、町長が自分の責任があれば自分でカットとか、ほかの方とやっぱりそれは、責任違うと思います。単にカットすればいいってもんじゃないんです。だし、なぜ今の時期なのか。もっと財政危機の原因を突きとめる。自分の責任を明らかにする。それをやった上でカットすべきじゃないですか。その2点、町長にお聞きします。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時09分 休憩

午後2時11分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（村上昌生君）

国からいろいろと法令がおりてきます。人事院勧告の法令もそうですが、こういったものはそのときに法令がおりてきたものを遵守していこうというのが基本的な考えでありますので一旦は上げさせていただきましたけども、教育長と副町長と十分に話し合った結果であります。

○副町長（横井良隆君）

質問にお答えいたします。やはりいろんな形で厳しいこと、前の議会でも猛省させていただくということでお話をさせていただきましたが、先ほど来あるように町長だけの責任ではないと私も思っていますので、私もやっぱり一緒に町長ともにカットさせていただくという決断であります。

○議長（松本英隆君）

他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 35 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

ただいま異議ありの発言がありました。

会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略することに賛成の方は、御起立をお願いします。

〔起立 10名〕

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、ただいま議題となっています議案第 35 号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原経夫でございます。この期末手当のカットにつきましては、カットにつきましては賛成でございますが、ただ、なぜ今のこの時期なのか。財政危機に陥った原因、

そして責任の所在、それを明らかにしてから応分のカットすべきでございます。それが第1点の理由でございます。

第2点は町長、副町長、教育長実のカットでございます。私は当然、町長一番の責任がある。このカットの仕方は町長が自分の責任を理解してないものと思わざるを得ない。それが第2点の反対理由でございます。

第3点は、これは委員会でもお尋ねしましたが、大治はなつね保育園、借地料498万2000円と御報告ありました。大治町の場合、保育所等の施設整備した場合、借地であった場合は借地料、園舎は1平米当たり1,640円プラス固定資産税、園庭は1平米当たり1,060円プラス固定資産税を民間事業者に支払います。そこの大治はなつね保育園、私が以前調べたときは、町長のお母さんの土地が39%、それも園庭ではなく園舎ですから非常に200万以上、年間ですが借地料として町から民間事業者、民間事業者から町長のお母さんに入っております。法令法規的には全然問題のないものではございますが、この状態で負担増を強いる町民の方、また歳出削減を迫られて大変な行政の職員の方々が納得するでしょうか。まずそちらから正すべきではないのかと。法的には問題ないけれども、これから財政再建しなきゃいけないときに、町長自らそんな姿勢では財政再建できず誰もついてこないのではないのかと思います。以上3点で反対をさせていただきます。皆さんの御賛同をよろしくお願いします。

○議長（松本英隆君）

続いて原案に賛成の方の討論を許します。

12番林 哲秀議員。

○12番（林 哲秀君）

12番林 哲秀でございます。賛成討論をいたす前に、今の議員の3問目の反論は、この条例に反することだと思いますので、それをちょっと外しまして、今回の議会において、立法側、議員の側も行政側も非常に予算ということで、心に残るというかも今後やってかないかんということでもありますけれども、もうこの条例に関しては、もう今回の改正は財政状況に鑑み、この一言なんです。だからそれを念頭に置いて特別措置を講ずるものでありますので、私は賛成といたしますので、皆さんの御賛同をよろしくお願いします。

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから、議案第35号を採決します。

議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 10名〕

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、議案第35号は可決されました。

日程第 32、議案第 36 号工事請負契約の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第 36 号工事請負契約の変更について。

令和 6 年 12 月 4 日議決、同日 10 日締結の球技場等整備工事請負契約を左記のとおり変更し契約したいので、大治町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。令和 7 年 3 月 21 日提出、大治町長。

本件の球技場等整備工事について、契約の目的「球技場等整備工事」を「ちびっこ広場整備工事」に、契約金額「5280 万円」を「5806 万 3500 円」に、工期「契約の日の翌日から令和 7 年 6 月 30 日まで」を「契約の日の翌日から令和 7 年 9 月 30 日まで」に変更するものです。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 36 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第 36 号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから、議案第 36 号を採決します。

議案第 36 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第 36 号は可決されました。

日程第 33、発議第 1 号……。

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時 19 分 休憩

午後 2 時 20 分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 33、発議第 1 号刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

7 番三輪明広議員。

○7 番（三輪明広君）

7 番三輪明広です。発議第 1 号刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。令和 7 年 3 月 5 日提出、大治町議会議員、三輪明広。

冤罪は、無実の者を犯罪者として処罰することである。これは、国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者を出さないような捜査権の行使が必要不可欠であることはもとより、冤罪被害者となったものを速やかに救済する制度の構築も非常に重要である。ところが、現在の法制度においては、捜査機関が保有する証拠の開示及び利用に関する規定がなく、救済を求める者の再審請求を困難としている。そして、これらの証拠の保管及び保存のルールが不十分であり、無罪を示す証拠が廃棄される可能性もある。

また、再審開始決定に対する検察官の不服申立が認められていることにより、審理の長期化が引き起こされている。さらには、再審請求手続に関する規定が整備されておらず、裁判官による審理のばらつきが生じていることによる「再審格差」が生じており、再審制度にとって救済を求めるものを手続保障が十分に確保されていない。

以上の次第であり、国に対し、冤罪被害者の速やかな救済のため、刑事訴訟法における再審に関する規定の改正により、下記の事項が実現するよう要望する。

再審請求手続において、捜査機関が保有する証拠の利用を可能とすることも含め、全面的に開示することを可能とする手続の制度化。再審開始決定に対する検察官の不服申立を禁止すること。再審請求手続の審理に関する手続規定を明文化すること。証拠の保



管及び保存のルールを明文化すること。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣に対し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています発議第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、発議第1号は可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

これで令和7年3月大治町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時25分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松 本 英 隆

署名議員 手 嶋 い ず み

署名議員 後 藤 田 麻 美 子